

公益財団法人 建設業福祉共済団 の 建設労災補償共済保険(法定外労災補償制度)契約に加入しています。

【契約の仕組み】

建設業等に従事する労働者が業務上又は通勤途上の事故により死亡、重度の身体障害を残した場合、又は傷病の状態にある場合に国の労災保険の給付に上乗せして保険金が支払われます。

【契約の主な内容】

- ・ 自社の労働者はもちろんのこと、下請の労働者も補償しています。
- ・ 保険金の支払事由は、死亡、障害1級～7級、傷病1～3級です。
- ・ 保険金は被災者補償保険金と諸費用補償保険金の二つに分かれていて、両保険金とも保険契約者に支払われます。

『被災者補償保険金』

被災した労働者またはその遺族への補償を目的とした保険金です。

『諸費用補償保険金』

労働災害に起因して発生した企業の諸費用の補償を目的とした保険金です。

従業員等の皆様からの特段の申し出が無い場合は、契約内容をご理解いただいたものとします。

連絡先(保険契約者)

契約の引受先

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-2-8

(虎ノ門琴平タワー 11階)

公益財団法人 建設業福祉共済団

URL : <http://www.kyousaidan.or.jp/>

保険契約者 各位

公益財団法人 建設業福祉共済団

周知文書の送付について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

建設労災補償共済保険につきましては、かねてより格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、保険契約者の皆様におかれましては、従業員等に対し当共済団と契約していることを周知していただくことが必要になります。

つきましては、裏面の周知文書に事業所名等「連絡先（保険契約者）欄」を記入の上、掲示または従業員等へ配布し、周知下さいますようお願い申し上げます。